



2025.10 第7回

相続の基本を理解する

ここで改めて、相続の基本である「分割」「納税」「節税」の3つについて書いていきたいと思います。

■「分割」

相続で一番最初に解決しないといけない課題は「財産をどう分けるか」です。

法律上は「法定相続分」が定められており、配偶者と子どもが相続人なら配偶者が2分の1、残りを子どもが均等に分けます。

問題となりやすいのが不動産や事業資産など分けにくい財産です。「自宅を誰が継ぐのか」「会社を誰が承継するのか」で意見が割れやすいです。こうした事態を避ける為に生前から家族で話し合ったりすることが効果的です。

■「納税」

次に「納税額をどの様に準備するか」です。相続税は「相続財産の合計額」から「基礎控除額」を引いた残りに課税されます。基礎控除は $3,000\text{万円} + (600\text{万円} \times \text{法定相続人の数})$ です。例えば、配偶者と子ども2人が相続人なら控除額は4,800万円。この金額を超えると相続税の申告が必要になります。注意したいのは、相続税の納付期限が「相続開始から10か月以内」であり、現金一括払いが原則ということです。不動産の割合が大きいと現金が不足し、納税資金に困るケースも多く見られます。

■「節税」

最後に「納税額をどの様に下げるか」になります。代表的な方法が「生前贈与」です。毎年110万円までなら贈与税がかからず、長期的に財産を移しておくで相続財産を減らせます。また、生命保険を活用すれば「500万円×法定相続人」の非課税枠を使え、現金での納税資金準備にも役立ちます。さらに、自宅土地は「小規模宅地等の特例」により評価額を最大80%減額できる場合があり、大きな節税効果があります。

■最後に

相続の基本は分割＝争いを避ける工夫、納税＝資金準備、節税＝早めの対策にあります。正しい知識と事前の準備が、家族の安心と未来を守る鍵となります。

・このご案内に記載の情報は法律上又は税務上の助言ではありません。このご案内をもって専門家の助言に代えることはできません。

プルデンシャル生命保険株式会社 首都圏第五支社
ライフプランナー ファイナンシャルプランナー 安藤彰浩
東京都港区南青山2-26-1 D-LIFEPLACE南青山7F(総合受付5F)
TEL : 03-6890-1900 携帯番号 : 090-8554-7520

※「ライフプランナー」はザ・プルデンシャル・インシュアランス・カンパニー・オブ・アメリカの登録商標です。